

生駒市消防本部告示第1号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月31日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（副係長又は主査）」に改め、同条第1項中「主査」を「副係長又は主査」に改め、同条第2項中「主査」を「副係長及び主査」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

第8条の見出し及び同条第1項中「主任」の次に「又は主事」を加え、同条第2項及び第3項中「主任」の次に「及び主事」を加える。

第13条中「係長」の次に「、副係長」を加える。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。